



2023年5月19日

各位

会社名 株式会社いつも  
代表者名 代表取締役社長 坂本 守  
(コード番号：7694、東証グロース)  
問合せ先 取締役CFOコーポレート本部長 杉浦 通之  
(TEL. 03-4580-1365)

### 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月25日開催の第14期定時株主総会にてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（「以下「本制度」といいます。」）を改定することを決議し、本制度の改定に関する議案を2023年6月28日開催予定の第16期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。」）に付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本制度の改定の目的及び条件

##### (1) 改定の目的

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）の報酬は、金銭報酬としての「基本報酬」及び「短期インセンティブ報酬」（業績連動報酬）と非金銭報酬としての「長期インセンティブ報酬」（ストック・オプション、譲渡制限付株式）により構成されております。取締役報酬の金額等については、2020年6月26日開催の第13期定時株主総会において、対象取締役の金銭報酬額について年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいております。また、譲渡制限付株式報酬制度に係る対象取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第14期定時株主総会において、上記金銭報酬とは別枠で年額40,000千円（うち社外取締役分は年間10,000千円）以内、本制度のもとで発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年12,000株（うち社外取締役分は年3,000株）以内とご承認いただいております。

当社は、本年3月に社外独立役員を中心とした指名・報酬委員会を設置し、当社にふさわしい役員報酬制度を議論してまいりました。その結果、長期インセンティブ報酬のうち譲渡制限付株式については、指名・報酬委員会による各取締役の実績評価に基づき毎年これを付与するとともに、一定期間経過後に譲渡制限を解除することで、優秀な人材の確保と中長期の株価向上インセンティブ付与を図ることとし、本制度の譲渡制限期間について改定をさせていただくものであります。

##### (2) 本制度改定の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するも

のであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

譲渡制限付株式報酬制度に係る対象取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第14期定時株主総会において、上記金銭報酬とは別枠で年額40,000千円（うち社外取締役分は年間10,000千円）以内、本制度のもとで発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年12,000株（うち社外取締役分は年3,000株）以内にご承認いただいておりますが、本定時株主総会において、本制度のうち譲渡制限期間について、これまで「譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会の定める地位を喪失する日までの間」としていたもの（以下「退任時解除型譲渡制限付株式報酬制度」という。）を「譲渡制限付株式の交付日から3年間から5年間までの間で当社取締役会が予め定めた期間」（以下「中期勤務継続型譲渡制限付株式報酬制度」という。）に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度の内容につきましては、2021年6月25日付で公表した「取締役等に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以上